

令和 8 年第 3 回市議会定例会 提 出 議 案 の 概 要

新 座 市

提出議案（合計２７件）の内訳

【条例案件】 …… ８件

新規 １件（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理に関する条例）

一部改正 ７件（新座市印鑑条例の一部を改正する条例ほか ６件）

【予算案件】 …… ５件

補正 ５件（令和８年度新座市一般会計補正予算（第３号）ほか ４件）

【決算案件】 …… ７件

（令和７年度新座市一般会計歳入歳出決算認定についてほか ６件）

【契約案件】 …… １件

締結 １件

【財産案件】 …… １件

取得 １件

【道路案件】 …… ５件

認定 ３件

廃止 ２件

【条例案件】 ……8件（新規1件、一部改正7件）

議案第60号 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

〔要旨〕

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整備を図るもの

【条例制定の背景】

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行により、土地区画整理法及び景観法の一部が改正されることに伴い、引用する条例について所要の規定の整備を図るものである。

【改正する条例】

- ① 新座都市計画事業新座駅南口第2土地区画整理事業施行に関する条例
 - ② 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業施行に関する条例
 - ③ 新座市景観条例
 - ④ 新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業施行に関する条例
- ※ ①、②及び④は、土地区画整理法の一部改正によるもの
③は、景観法の一部改正によるもの

〔施行日〕

- 1 上記③は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日（同法の公布の日（令和8年5月27日）から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とする。
- 2 上記①、②及び④は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（同法の公布の日（令和8年5月27日）から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とする。

議案第61号 新座市印鑑条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

出入国管理及び難民認定法等の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

【条例改正の背景】

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部改正に伴い、個人番号カードと在留カード又は特別永住者証明書の一体化が可能となったことから、所要の規定の整備を図るものである。

【施策の効果及び影響】

- 1 印鑑登録証明書の交付申請について、従前の印鑑登録証に加え、個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を提示することにより申請

することを可能とするもの

- 2 キオスク端末による印鑑登録証明書の交付について、従前の個人番号カード及び移動端末設備（スマートフォン）に加え、特定在留カード又は特定特別永住者証明書を使用することにより交付することを可能とするもの

〔施行日〕

公布の日とする。

議案第62号 新座市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

地方自治法施行規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

令和8年10月1日とする。

議案第63号 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例及び新座市放課後児童保育室条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

地方税法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔施行日〕

公布の日とする。

議案第64号 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

〔要旨〕

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔条例改正の背景〕

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、これまで限定的に実施されていた満3歳以上限定小規模保育事業が全国展開されたことに伴い、基準府令において満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準が定められた。

また、障がい児等の多様なニーズを抱えた子どもについて、保育所等の受入れを強化するとともに、専門的な支援の確保・拡充を図るため、基準府令において、小規模保育事業所A型等に勤務する理学療法士等のうち、1人に限り、保育士とみなすことができることとされた。

さらに、こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）の制定に伴い、基準府令において、児童対象性暴力等の防止及び適切な保護のための児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講じる義務が定められた。

これら基準府令の改正に伴い、所要の規定の整備を図るものである。

【改正する条例】

- ① 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ② 新座市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【施策の効果及び影響】

1 満3歳以上限定小規模保育事業の創設

3歳児から5歳児までを対象とする満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準について、所要の規定の整備を図るもの

2 保育士とみなす職種の拡充

小規模保育事業所A型等において、保育現場での専門性を高めつつ、人材確保を柔軟に行うことを可能とするため、理学療法士等の専門職を一定の条件下で保育士としてみなすもの

3 職員配置基準の変更に係る経過措置

小規模保育事業所A型等において、満3歳以上満4歳未満の児童おおむね15人につき1人以上の職員を置くこととされているところ、保育士等の配置状況に鑑み、当分の間、20人につき1人以上の職員を置くことができるとされていた経過措置の終期を、令和9年度末と定めるもの

4 児童対象性暴力等の防止措置

家庭的保育事業者等に対し、児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けるもの

【施行日】

1は公布の日の翌日、2及び3は公布の日、4は令和8年12月25日とする。

議案第65号 新座市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【要旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

【条例改正の背景】

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行により、これまで限定的に実施されていた満3歳以上限定小規模保育事業が全国展開されたことに伴い、基準府令において満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準が定められたことから、所要の規定の整備を図るものである。

【施策の効果及び影響】

3歳児から5歳児までを対象とする満3歳以上限定小規模保育事業に係る基準について所要の規定の整備を図るとともに、従来の0歳児から2歳児までを対象とする小規模保育事業を満3歳未満等小規模保育事業として整理して規定するもの

の

〔施行日〕

公布の日の翌日とする。

**議案第 6 6 号 新座市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例**

〔要旨〕

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図るもの

〔条例改正の背景〕

こども性暴力防止法（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律）の制定に伴い、基準府令において、児童対象性暴力等の防止及び適切な保護のための児童等対象業務従事者に係る犯罪事実確認等の措置を講じる義務が定められたことから、所要の規定の整備を図るものである。

〔施策の効果及び影響〕

乳児等通園支援事業者に対し、児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付けるもの

〔施行日〕

令和 8 年 1 2 月 2 5 日とする。

議案第 6 7 号 新座市自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

〔要旨〕

（仮称）三軒屋公園等複合施設の建設に伴い、三軒屋自転車駐車場を廃止することから、現在の利用者の受入れ先を確保するため、周辺施設の駐車区分等を変更するもの。また、野火止四丁目自転車駐車場の土地返還に伴い、定期利用分の移設等を行うもの

〔条例改正の背景〕

令和 9 年度からの（仮称）三軒屋公園等複合施設の建設に伴い、三軒屋自転車駐車場（定期利用 6 1 7 台、一般利用 6 5 台）を令和 8 年度で閉鎖することを予定している。三軒屋自転車駐車場の利用者の受入れ先として、周辺の自転車駐車場の余剰分に振り分けるほか、三軒屋公園前自転車駐車場の原動機付自転車及び小型自動二輪車エリアを廃止して自転車スペースの拡充を図るものである。また、志木駅南口周辺では民間駐輪場の閉鎖により一般利用可能な施設が減少しており、今後需要の増加が見込まれるため、志木陸橋下南口自転車駐車場に新たに一般利用スペースを整備するものである。

さらに、野火止四丁目自転車駐車場（平成 1 4 年 7 月から借地により運営）について、土地返還に伴い移転するものとし、新しい移転先（借地）の土地面積が現在より縮小することから、一般利用を廃止し、定期利用のみとするものである。

〔施策の効果及び影響〕

- 1 三軒屋公園前自転車駐車場について、原動機付自転車及び小型自動二輪車の利用エリアを廃止し、２段ラックの設置及び平置きスペースの拡充により、新たに自転車２５１台分の駐車可能エリアを設けるもの

なお、利用エリアの廃止により影響を受ける原動機付自転車及び小型自動二輪車については、志木陸橋下東口自転車駐車場及び志木陸橋下南口自転車駐車場で受け入れるもの

- 2 野火止四丁目自転車駐車場の位置を次のとおり変更するとともに、一般利用を廃止するもの

現 行 新座市野火止四丁目 ８８３番地１の一部

改正後 新座市野火止四丁目 ８５０番地１ ８

- 3 志木陸橋下南口自転車駐車場の一般利用スペースを設けるもの

〔施行日〕

１は令和８年１１月１日、２は同月１６日、３は同年１２月２１日とする。

【予算案件】 …… ５件（補正５件）

議案第６８号 令和８年度新座市一般会計補正予算（第３号）

議案第６９号 令和８年度新座市一般会計補正予算（第４号）

議案第７０号 令和８年度新座市国民健康保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第７１号 令和８年度新座市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

議案第７２号 令和８年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算（第１号）

【決算案件】 …… ７件

議案第７３号 令和７年度新座市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第 74 号 令和 7 年度新座市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 75 号 令和 7 年度新座市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 76 号 令和 7 年度新座市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 77 号 令和 7 年度新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 78 号 令和 7 年度新座市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 79 号 令和 7 年度新座市公共下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

【契約案件】 …… 1 件

議案第 80 号 工事請負契約の締結について〔新座市立大和田小学校屋内運動場改築工事〕

新座市立大和田小学校屋内運動場改築工事の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により提案するもの

契約の金額 1, 067, 000, 000 円（税込み）

【財産案件】 …… 1 件

議案第 81 号 財産の取得について〔教育用可動式コンピュータ〕

新座市立小学校に配置する教育用可動式コンピュータを取得するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により提

案するもの

数 量 9, 176台

取得金額 627, 821, 920円（税込み）

【道路案件】 …… 5件（認定3件、廃止2件）

議案第82号 新座市道路線の認定について〔市道第4117号線〕

馬場一丁目地内において、開発行為により帰属された道路を市道路線として認定することについて議会の同意を得るため、道路法第8条第2項の規定により提案するもの

議案第83号 新座市道路線の認定について〔市道第7314号線〕

石神五丁目地内において、整備が完了した道路を市道路線として認定することについて議会の同意を得るため、道路法第8条第2項の規定により提案するもの

議案第84号 新座市道路線の認定について〔市道第7315号線〕

石神五丁目地内において、開発行為により帰属された道路を市道路線として認定することについて議会の同意を得るため、道路法第8条第2項の規定により提案するもの

議案第85号 新座市道路線の廃止について〔市道第4117号線〕

馬場一丁目地内の市道第4117号線に関し、議案第82号によって新たに市道路線として認定することに伴い、既存路線を廃止することについて議会の同意を得るため、道路法第10条第3項の規定により提案するもの

議案第86号 新座市道路線の廃止について〔市道第5117号線〕

馬場三丁目地内において、市道の一部が一般の交通の用に供する必要がなくなったことから、市道路線を廃止することについて議会の同意を得るため、道路法第10条第3項の規定により提案するもの

追加を予定する議案（１件）

【契約案件】 ……１件

議案第 号 工事請負契約の変更について〔新座市立大和田小学校屋内運動
場解体工事〕